

社会福祉法人慈孝会役員報酬規定（内規）

（目的）

第1条 この規定は、社会福祉法人慈孝会の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬の支払いに関する事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 役員が、施設経営の業務、職員の指導等、現場に直結した職務のために、常勤職員の年間所定労働時間数の3分の2以上の時間従事することが必要となった場合には、報酬を支払うものとする。

（報酬額）

第3条 役員報酬は、理事会が決定する報酬総額の予算限度額以内とする。

（役員報酬の表示）

第4条 役員報酬は、原則として役員報酬一本で表示する。

（通勤費の取り扱い）

第5条 役員のうち、乗用車によって送迎を行なう者以外は、その通勤の実態に応じて、その実費を支給するか、その費用を法人が負担する。

（役員報酬の支払いと控除）

第6条 役員報酬は暦月計算とし、社会福祉法人慈孝会職員の給与と同日、同方法とする。

2 税金、社会保険料及び控除することについて本人から申し出のあった立替金等は、毎月の報酬から控除して支給する。

（役員報酬の変更）

第7条 役員報酬に対しては、定期昇給は行なわない。ただし、同一人が再任される場合には、その任期の更改期に経営の状況、職員の給与、地域社会の状況等を勘案して、理事会の承認を得て報酬額の増減を行なうことがある。

（長欠役員報酬）

第8条 役員が病気その他の事由によって長欠した場合の報酬は、その任期が満了するまでは、原則として減額しない。

- 附則 この規定は、平成12年4月1日から施行する。
- 附則 この規定は、平成13年10月1日から施行する。
- 附則 この規定は、平成14年2月13日から施行する。

